

○香芝市文化財保護条例施行規則

平成5年3月19日

教育委員会規則第2号

改正 平成5年11月1日教育委員会規則第4号

平成10年3月27日教育委員会規則第8号

平成11年8月31日教育委員会規則第8号

平成18年3月10日教育委員会規則第2号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

令和4年3月31日教育委員会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、香芝市文化財保護条例(平成5年条例第3号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、この条例の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(平10教育委員会規則8・一部改正)

(指定申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による指定を受けようとする者は、香芝市文化財指定申請書(第1号様式)を香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出することができる。

(指定書等の様式)

第3条 次の各号に掲げる指定書、通知及び届け出等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第5条第4項に規定する指定書 第2号様式
- (2) 条例第6条第4項に規定する解除書 第3号様式
- (3) 条例第8条第1号に規定する滅失、き損等の届出 第4号様式
- (4) 条例第8条第2号に規定する氏名等の変更の届出 第5号様式
- (5) 条例第8条第3号に規定する所在変更の届出 第6号様式
- (6) 条例第8条第4号に規定する修理許可の申請書 第7号様式
- (7) 条例第11条第1項に規定する現状変更許可の申請書 第8号様式

(平11教育委員会規則8・一部改正)

(台帳)

第4条 教育委員会は、条例により指定した物件の台帳を備えなければならない。

(審議会への諮問事項)

第5条 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ香芝市文化財保護審議会(以下

「審議会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に基づく指定
 - (2) 条例第6条第1項の規定に基づく指定の解除
 - (3) 条例第10条第1項及び同条第2項の規定に基づく管理又は修理に関する勧告
 - (4) 文化財の保存及び活用に関する重要事項
 - (5) その他、教育委員会が必要と認めた事項
- (会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによるものとする。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、文化財の保護及び活用に関する事務を所掌する課等に置く。

(平18教育委員会規則2・平22教育委員会規則5・令4教育委員会規則3・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教育委員会規則第4号)

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則(平成10年教育委員会規則第8号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年教育委員会規則第8号)

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則(平成18年教育委員会規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教育委員会規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教育委員会規則第3号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

香芝市教育委員会 様

申請者住所
氏名又は名称

香芝市文化財指定認定申請書

香芝市文化財保護条例第5条第1項の規定により、指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 種類
- 2 名称及び員数
- 3 所在地
- 4 所有者等の住所及び氏名又は名称
- 5 現状
- 6 由来及び沿革
- 7 参考事項

添付書類

- (1) 現状を示す文化財の写真(キャビネ版)又は図面
- (2) その他文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考資料
- (3) 所有者又は権原に基づく占有者の同意書

第2号様式

(表)

香芝市指定第 号

香芝市指定文化財指定書

種類

名称及び員数

構造、形式その他の特徴

香芝市文化財保護条例第5条第1項又は同条第3項の規定により、上記文化財を香芝市指定文化財に指定する。

年 月 日

香芝市教育委員会

印

(裏)

所有者等	所有者等の住所	所在の場所	交付、再交付又は変更年月日

備考

- 1 次の場合は、この指定書を添えて所定様式にて速やかに教育委員会へ届けて下さい。
 - (1) 滅失、き損、亡失又は盗み取られたとき。
 - (2) 所有者等の氏名、名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更したとき。
 - (4) 修理しようとするとき(教育委員会による勧告の場合を除く。)
- 2 指定又は認定を解除されたときは、この指定書を速やかに教育委員会へ返付して下さい。

第3号様式

香芝市文化財指定解除書

種類
名称及び員数
特記すべき事項

上記の香芝市指定文化財は()により、
指定を解除する。

年 月 日

様

香芝市教育委員会 印

第4号様式

年 月 日

香芝市教育委員会 様

所有者等
住 所
氏名又は名称

香芝市指定文化財滅失、き損等の届出

香芝市文化財保護条例第8条第1号の規定により、下記のとおりお届けします。

記

- 1 種類
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の番号及び年月日
- 4 滅失、き損等の年月日
- 5 滅失、き損等の状況及び処置
- 6 参考事項

添付書類

き損の場合にあつては、き損の状況を示す写真又は見取図、その他き損の状態を示す書類。

第5号様式

年 月 日

香芝市教育委員会 様

所有者等
住所
氏名又は名称

香芝市指定文化財氏名等の変更の届出

香芝市文化財保護条例第8条第2号の規定により、下記のとおりお届けします。

記

- 1 種類
- 2 名称及び員数
- 3 指定番号及び年月日
- 4 変更前の氏名、名称又は住所若しくは所在地
- 5 変更後の氏名、名称又は住所若しくは所在地
- 6 変更の年月日
- 7 参考事項

第6号様式

年 月 日

香芝市教育委員会 様

所有者等
住 所
氏名又は名称

香芝市指定文化財の所在変更の届出

香芝市文化財保護条例第8条第3号の規定により、下記のとおりお届けします。

記

- 1 種類
- 2 名称及び員数
- 3 指定番号及び年月日
- 4 変更前の所在場所
- 5 変更後の所在場所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 参考事項

第7号様式

年 月 日

香芝市教育委員会 様

申 請 者
住 所
氏名又は名称

香芝市指定文化財修理許可申請書

香芝市文化財保護条例第8条第4号の規定により、修理したいので、下記のとおり申請
します。

記

- 1 種類
- 2 名称及び員数
- 3 指定番号及び年月日
- 4 所在地
- 5 所有者等の氏名、名称及び住所
- 6 修理を必要とする理由
- 7 修理の内容及び方法
- 8 修理の着手及び終了予定時期
- 9 修理施行者の氏名、名称及び住所
- 10 修理に要する経費
- 11 参考事項

第8号様式

年 月 日

香芝市教育委員会 様

申 請 者
住 所
氏名又は名称

香芝市指定文化財現状変更許可申請書

香芝市文化財保護条例第11条第1項の規定により、現状変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 種類
- 2 名称及び員数
- 3 指定番号及び年月日
- 4 所在地
- 5 所有者等の氏名、名称及び住所
- 6 現状変更の内容
- 7 現状変更を必要とする理由
- 8 現状変更の着手及び終了予定時期
- 9 現状変更施行者氏名、名称及び住所
- 10 参考事項

添付書類

- (1) 現状変更の内容を示す仕様書及び写真、図面
- (2) 現状写真、図面

第1号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正)

第2号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正)

第3号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正)

第4号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正)

第5号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正)

第6号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正)

第7号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正)

第8号様式

(平10教育委員会規則8・一部改正、平11教育委員会規則8・旧第9号様式繰上)